

技術管理者を設置している指定調査機関の一覧について



土壤汚染対策法(以下「法」)に基づく指定調査機関における技術管理者の設置に係る経過措置期間が平成 25 年 3 月 31 日で終了し、指定調査機関は技術管理者試験に合格し、技術管理者証を交付された技術管理者を設置しなければならなくなりました。

これを踏まえ、平成 25 年 4 月 1 日現在で技術管理者証を交付された技術管理者を設置している指定調査機関の一覧が環境省のホームページに掲載されました。

平成 25 年 4 月 1 日以降は、技術管理者証を交付された技術管理者が設置されている指定調査機関のみが法に基づく土壤汚染状況調査等を実施できることとなります。

法に基づく技術管理者証を交付された技術管理者を設置している指定調査機関の一覧は、以下に示されています。

<http://www.env.go.jp/water/dojo/kikan/index.html>

当社では、土壤汚染対策法に基づく指定調査機関として土壤汚染状況調査の土地利用履歴調査から土壤の分析、結果の評価までも行っております。お気軽にお問い合わせ下さい。

資料 2013 年 3 月 28 日付 環境省ホームページ

土壤環境箇所 明石康伸